

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第十七号

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当の支給に関する規則（昭和三十九年佐賀県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「総務事務効率化センター長」を「総務事務センター長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。